

こんなことはありませんか？

契約済み物件を
消し忘れてしまった

オートロックではない
のに「オートロック」と
表示してしまった

2000万円を
200万円と
書いてしまった

しまった!!

契約時に必要な諸費用
を書き忘れてしまった

築年月を5年新しく
書いてしまった

駅までの徒歩所要時間
を短く書いてしまった



…実は“うっかりミス”であっても

不動産広告のルールに違反します！

違反してしまうと、内容に応じて措置を受けることも…

ルールに違反しないためにも正しい広告をお願いします

当協議会は不動産広告のルールである「表示規約」
を運用する不動産業界の自主規制団体です



四国地区不動産公正取引協議会

〒790-0807 愛媛県松山市平和通6-5-1 愛媛不動産会館
TEL : 089-943-2184

【2024年7月以降、事務局所在地が変更となります】

〒770-0941 徳島県徳島市万代町5-1-15 徳島県不動産会館
TEL : 088-625-0318